

介護保険被保険者証が新しくなります



子どもを持つ保護者の方を支える場です。
育児相談や、親子の遊びなどを通して、楽しく育児
ができるように応援しています。お気軽にお越しく
ださい。

● 8月行事予定

日 に ち	開始時間	行 事 (講師・敬称略)
12日(金)	10:00	水遊び ※室内での遊びはありません。雨天の場合はおひさまルームに変更します。
17日(水)		
19日(金)		
22日(月)	10:30	親子の闇り懇談会 (福田宏子)

● 9月行事予定

日 に ち	開始時間	行 事 (講師・敬称略)
5日(月)	11:00	親子リトミック (大竹美枝子)

● パステルルーム

『パステルルーム』は、地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や、家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

8月実施予定

日 に ち	開始時間	場 所
11日(木)・第2木曜	9:30	東 公 民 館
18日(木)・第3木曜		中 央 ふ れ あ い 館

9月実施予定

日 に ち	開始時間	場 所
8日(木)・第2木曜	9:30	東 公 民 館

上記以外の日程で『おひさまルーム』を開催しています。親子のふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びの紹介を行っています。

- ・毎週木曜日は予約による個別相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。
- ・行事はいずれも11:30に終了予定です。
- ・3ヶ月以下の子様は、午前中の行事への参加はご遠慮ください。(個別相談には応じます)

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
TEL820-5502 FAX820-5504

開設日時 (※年末年始、祝日を除く)
月～金曜日 9:30～17:00
<子育て相談 (要予約) 月～金曜日 13:00～17:00>

広島市中区基町	〒730-8511	援護恩給室	問合せ先
TEL 513-3035		広島県福祉保健部管理総室	

8月31日までにお手元に届かない場合は、福祉課までご連絡ください。
有効期限満了後の保険者は、無効となりますので、お問い合わせください。
この保険者証は、介護保険の要介護(支援)認定の申請をする際等で必要になりますので、大切に保管してください。
詳しくは福祉課までお問い合わせください。
詳しくは、無効となりますので、福祉課に返却いただかず、破棄していただきますようお願いいたします。

保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)で特定疾病が原因で認定を受けている方に交付している介護保険被保険者証(以下「保険者証」という)の有効期限が8月31日で満了になります。新しい保険者証(ひわ色)を8月26日頃に発送します。

午後2時～4時
ところ 福祉課相談室

月15日(月)までに福祉課へ予約してください。
秘密は厳守します。なお、申し込み状況により受け付けができない場合があります。ご了承ください。

問合せ先 福祉課
TEL 820-15605
(福祉課)

午後2時～4時
ところ 福祉課相談室

相談を希望する人は、8月15日(月)までに福祉課へ予約してください。
詳しくは、おひさまルームの紹介などをご覧ください。

問合せ先 福祉課
TEL 820-15605
(福祉課)

午後2時～4時
ところ 福祉課相談室

今年も9月18日(日)に開催する敬老会で、歌や踊りを披露してくださる方を募集します。
敬老会参加者の方もふるつとご応募ください。

問合せ先 福祉課
TEL 820-15605
(福祉課)

午後2時～4時
ところ 福祉課相談室

重度心身障害者・ひとり親家庭等の有無、傷病恩給請求手続き等の相談会を開催します。
旧軍人等の恩給受給資格の有無、傷病恩給請求手続き等の相談会を開催します。

問合せ先 福祉課
TEL 820-15605
(福祉課)

午後2時～4時
ところ 福祉課相談室

9月1日(木)から30日の間、次の一連の場所で開催します。
ご相談のある方は、お気軽に相談ください。

月 日	場 所	時 間
9月1日(木)	広島地域事務所厚生環境局 廿日市市桜尾2-68 (第2分庁舎1階101会議室) TEL(0829)32-1181	10:00～15:00
7日(水)	呉地域事務所 呉市西中央1-3-25 (第2分庁舎2階201会議室) TEL(0823)22-5400	
15日(木)	東広島地域事務所 東広島市西条昭和町13-10 (1階会議室) TEL(082)422-6911	

8月31日までにお手元に届かない場合は、福祉課までご連絡ください。
有効期限満了後の保険者は、無効となりますので、お問い合わせください。
この保険者証は、介護保険の要介護(支援)認定の申請をする際等で必要になりますので、大切に保管してください。
詳しくは福祉課までお問い合わせください。

保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)で特定疾病が原因で認定を受けている方に交付している介護保険被保険者証(以下「保険者証」という)の有効期限が8月31日で満了になります。新しい保険者証(ひわ色)を8月26日頃に発送します。

ござんじですか？ くわしい年金知識

国民年金保険料の免除と追納

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めることが必要です。しかし、経済的な理由などで保険料が納められないときには、一定の免除基準に基づいて保険料が免除される申請免除の制度があります。

この申請免除には、保険料が全額免除される「全額免除」と半額の保険料を納付して半額の保険料が免除される「半額免除」があります。

老齢基礎年金の年金額を計算する場合、「全額免除の期間」では3分の1に減額され、「半額免除の期間」では3分の2に減額されます。

保険料が免除された期間については10年内であれば追納することができます。

ただし、追納する保険料の額は、2年を経過すると当時の保険料額に一定の加算が行われますが、4月から加算率が引き下げられ追納しやすくなりました。

保険料が免除された期間は、後で余裕ができたら追納して満額の老齢基礎年金が受けられるようになります。

免除の期間は、7月から翌年度の6月までです。7月から免除を希望される人は、できるだけ8月末までに印鑑をご持参の上、申請の手続きをお越しください。

なお、引き続き免除を受ける人は、毎年申請が必要です。

問合せ先
南社会保険事務所 TEL253-7710
住民課保険年金係 TEL820-5604
(住民課)

問合せ先 福祉課 高齢者福祉係
TEL 820-15605
(福祉課)

更新手続きはお済みですか？

重度心身障害者・ひとり親家庭等の医療費受給者証の親家庭の医療費受給者証の

有効期限は7月31日までです。
まだ更新手続きがお済みではありません。これまで所得制限により資格停止となつています。
また、これまで所得制限によっては、福祉課で手続きを行つてください。

1日から有効の受給者証についても、平成17年度(8月)に限り資格となりますので、受給資格があります。格がある方は、交付申請の手続きを行つてください。

問合せ先 福祉課 社会福祉係
TEL 820-15605
(福祉課)

成年後見制度は、認知症障害等により判断能力が不十分な方が、悪徳商法等の被害に遭うなどの不利益をこうむらないように保護し、十分な方が、専門家による相談支援する制度です。この制度の利用及び普及のため、専門家による相談会を開催します。

開催のお知らせ
と き 8月30日(火)
ところ 役場1階会議室
10:00～16:00

年金相談について
と き 8月24日(水)
ところ 役場1階会議室
10:00～16:00

…社会保険事務所職員が相談に応じます。

(住民課)